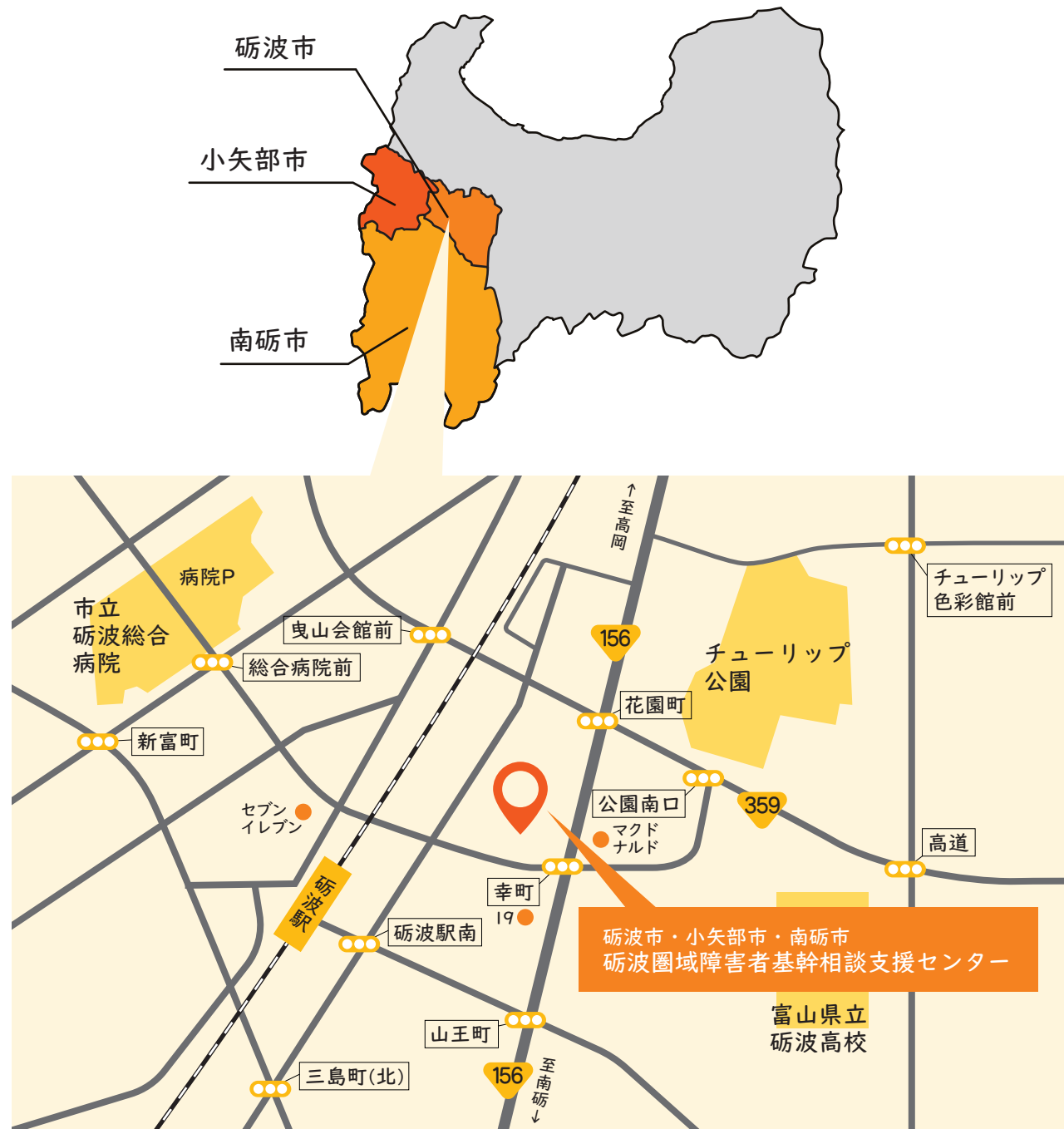


安心して暮らせる地域をつくる。

障害や病気があっても安心して暮らせる、
支え合う地域づくりをサポートいたします。



砺波市・小矢部市・南砺市
砺波圏域障害者基幹相談支援センター

〒939-1386 富山県砺波市幸町1-7（富山県砺波総合庁舎内1階）

TEL 0763-33-6252 / FAX 0763-33-6275

【相談時間】月～金 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はお休みです。）

✉ info@t-k-kan.com 🌐 <https://t-k-kan.com/>



砺波市・小矢部市・南砺市
砺波圏域障害者基幹相談支援センター

障害や病気があっても地域で安心して暮らせるように、相談等の業務を総合的・専門的に行うとともに、生活を支えるための地域のネットワークづくりを行い、地域全体で障害者を支えあう地域づくりを目指します。

砺波圏域障害者基幹相談支援センターの役割

Mission



総合的・専門的な相談支援

- 相談先等が分からない相談、複数の問題が絡み合った相談を障害の種別に関わらず総合的に受け付けます。
- 相談支援専門員等の資格を有する者を配置して専門的に支援します。
- 相談者と一緒に解決方法を検討し、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び行政につなぎます。



地域の支援体制の強化

- 圏域内の相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する助言や研修会等の開催を通して地域の支援力向上を目指します。
- 砺波地域障害者自立支援協議会と連携して地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図ります。
- センターのホームページにより、障害福祉サービスの紹介や圏域内のサービス事業所等の情報を提供します。



自立支援協議会への参加・協力

- 運営会議の庶務として、協議会の円滑で効率的な運営に協力します。
- 相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会を運営し、地域課題等を協議会へ報告します。
- 協議会の協議内容、部会等の活動内容及び部会の作成した情報をセンターのホームページで公表します。



権利擁護・虐待防止に関する啓発

- 障害者や家族からの権利侵害などの相談に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を支援します。
- 砺波地域障害者自立支援協議会と連携し、圏域内の権利侵害等の現状把握及び権利擁護、虐待防止の普及啓発を行います。



地域移行・地域定着の促進

- 施設や病院から退所・退院し、地域で暮らしたいという人の相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携して支援します。
- 入院患者、施設等入所者及び看護師、生活支援員等の従事者を対象に、地域での生活を理解してもらう研修会を実施し、地域移行、地域定着の普及啓発を行います。

センターの相談受付について

障害のある方や家族の方、支援者からの幅広い相談をお受けし、障害福祉サービスや地域の資源等を利用するためのお手伝いをします。また、障害のある方が自らの権利を守り、地域での生活を継続できるよう、他の専門機関と一緒にサポートします。手帳や診断の有無は問いません。障害に関してどこに相談していいかわからない時は、当センターにご相談ください。

職員配置

- ・センター長
1名
- ・相談支援専門員
2名
- ・保健師
1名

有資格

- ・相談支援専門員
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・介護福祉士
- ・保健師
- ・看護師・等

相談方法

電話・FAX・メール・来所・訪問等ご希望にあわせて対応いたします。一度ご連絡ください。

[相談時間] 月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。)

所在地 ▶ 〒939-1386 富山県砺波市幸町1-7(富山県砺波総合庁舎内1階)

TEL ▶ 0763-33-6252

FAX ▶ 0763-33-6275

MAIL ▶ info@t-k-kan.com

まずはお気軽にお問い合わせください。



砺波圏域障害者基幹相談支援センター Q&A

Q1. 基幹相談支援センターは何をしてくれますか？

障害のある方及び家族の方の困りごとや悩みなどの相談を受け付け、その解決に向けての助言や専門の事業所を紹介または連携してサポートいたします。

Q2. 行政の機関ですか？

はい、砺波市、小矢部市、南砺市が共同で設置した行政の機関です。ただし、三市より委託を受けて「社会福祉法人 湊明会」が運営しています。

Q3. サービス等利用計画は作ってもらえますか？

サービス等利用計画を作成することはできませんが、作成をご希望の場合は作成可能な相談支援事業所をご紹介します。